

議席番号 4 番 久松祐樹です。議請第 1 号 請願書（埼玉県天然記念物、高野砂丘に隣接する土地の県天然記念物追加指定について町長による辞退判断の撤回及び追加指定の同意を求める件）に賛成の立場から討論させていただきます。

今年 2 月 13 日、県文化財保護審議会は、県指定の天然記念物に隣接する下野 849 番の土地を、県指定天然記念物の八幡神社、下野の森と一体のものとして追加指定することを県教育委員会に答申しました。これを経て 2 月 15 日、埼玉県教育委員会は杉戸町に追加指定の同意を求めました。しかし 2 月 22 日、窪田町長は「安定段階に達するまで追加指定を控える」と県の申し出を辞退されました。

しかし、私は、追加指定と下野久喜線の工事は別問題であると思っております。追加指定の辞退に至った大きな理由のひとつは、高野砂丘の周辺で予定されている下野久喜線の工事に影響を与えるかもしれないということですが、追加指定される場所は下野久喜線とは一定の距離がございます。そして、下野久喜線の工事への反対運動に影響があるかもしれないということですが、反対運動と追加指定は別問題であり、混同し辞退するようなことはあってはならないと認識しております。

さらに、杉戸町の財産を、県として指定くださったことは大変ありがたいことです。高野砂丘は杉戸町の貴重な自然環境・資源です。それゆえ、環境基本計画の施策の展開において、自然と共存した町づくりの「緑地の保全」の中で、町のやるべき取組内容に、埼玉県指定記念物「高野砂丘」及びその樹木の保全に努めることが明記されております。県からの追加指定は名誉なことであり、追加指定されることに意義と価値があることであると思っております。窪田町長のお言葉でも「先人から受け継いだ町の美しい原風景をより良い形で次の世代に受け継ぐ」とございます。この窪田町長のお言葉と辞退の理由に整合性が図れないと思っております。

以上より、県天然記念物追加指定を辞退される十分な理由がなく、本請願は妥当であると判断させていただきました。以上を賛成討論とさせていただきます。